

令和 7 年 3 月 愛 荘 町 議 会 定 例 会 追 加 議 事 日 程 ①

令和 7 年 3 月 2 1 日 午 時 分開議

- 追加日程第 1 同意第 1 4 号 愛荘町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
- 追加日程第 2 議案第 2 2 号 愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 3 議案第 2 3 号 愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 4 議案第 2 4 号 愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 5 議案第 2 5 号 愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 6 議案第 2 6 号 愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 7 議案第 2 7 号 愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 8 議案第 2 8 号 愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 9 議案第 2 9 号 愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 1 0 議案第 3 0 号 契約の締結につき議決を求めることについて
- 追加日程第 1 1 議案第 3 1 号 契約の締結につき議決を求めることについて
- 追加日程第 1 2 議案第 3 2 号 契約の締結につき議決を求めることについて
- 追加日程第 1 3 議案第 3 3 号 契約の締結につき議決を求めることについて
- 追加日程第 1 4 議案第 3 4 号 令和 6 年度愛荘町一般会計補正予算（第 1 1 号）
- 追加日程第 1 5 議案第 3 5 号 令和 6 年度愛荘町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第 6 号）
- 追加日程第 1 6 議案第 3 6 号 令和 7 年度愛荘町一般会計補正予算（第 1 号）

（令和 7 年 3 月 日 午 時 分 ）

同意第 14 号

愛荘町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 21 日

愛荘町長 有村 国知

愛荘町教育委員会教育長の任命につき同意を求めることについて
愛荘町教育委員会教育長に次の者を任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 4 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所	滋賀県愛知郡愛荘町東円堂 221 番地 とくだ ひさし
氏 名	徳 田 寿
生年月日	昭和 35 年（1960 年）2 月 23 日

議案第 22 号

愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 21 日

愛荘町長 有村 国知

愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成 18 年愛荘町条例第 36 号）の一部
を次のように改正する。

第 8 条の 4 第 2 項および第 4 項中「3 歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達する
までの子」に改める。

第 15 条第 1 項中「をいう。以下同じ。）」を削り、「規則で定める者」の次に「（第
18 条の 2 第 1 項において「配偶者等」という。）」を、「支障があるもの」の次に「を
いう。以下同じ。）」を加える。

第 18 条の次に次の 2 条を加える。

（配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等）

第 18 条の 2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至った
ことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度または措
置（以下この条および次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を
知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求または申出（次条において「請求
等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなけれ
ばならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が 40 歳に達した日の属する年度（4 月 1 日か
ら翌年の 3 月 31 日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければな
らない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第 18 条の 3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするた
め、次に掲げる措置を講じなければならない。

- （1） 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- （2） 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

(3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

付 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、次条の規定は公布の日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の愛荘町職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の4第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても、規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議案第 23 号

愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 21 日

愛荘町長 有村 国知

愛荘町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

愛荘町職員の育児休業等に関する条例（平成 18 年愛荘町条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

第 18 条の表中「

第 24 条の 2 第 1 項	定年前再任用短時間勤務職員	育児休業法第 18 条第 1 項に規定する短時間勤務職員
	第 6 条第 1 項から第 9 項までおよび第 12 条から第 14 条の 2 まで	第 13 条から第 14 条の 2 まで

」を「

第 24 条の 2 第 1 項	定年前再任用短時間勤務職員	育児休業法第 18 条第 1 項に規定する短時間勤務職員
	第 6 条第 1 項から第 9 項までおよび第 12 条、第 13 条および第 14 条の 3	第 13 条および第 14 条の 3

」に改める。

第 20 条第 3 項中「第 61 条第 32 項において読み替えて準用する同条第 29 項」を「第 61 条の 2 第 20 項」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 2 4 号

愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 2 1 日

愛荘町長 有村 国知

愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

愛荘町特別職の職員で非常勤のものの報酬および費用弁償に関する条例（平成 1 8 年愛荘町条例第 4 4 号）の一部を次のように改正する。

別表中「

監査委員	議会	年額 1 2 0 , 0 0 0
	識見	年額 1 8 0 , 0 0 0
	識見（有資格者）	年額 6 0 0 , 0 0 0

」を「

監査委員	議会	日額 8 , 0 0 0
	識見	日額 1 0 , 0 0 0

」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第 25 号

愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 21 日

愛荘町長 有村 国知

愛荘町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

愛荘町職員の給与に関する条例（平成 18 年愛荘町条例第 50 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 4 項中「（行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 6 級以上であるものおよび同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員にあつては、3 号給）」を削る。

第 13 条第 2 項中第 1 号を削り、第 2 号を第 1 号とし、第 3 号から第 5 号までを 1 号ずつ繰り上げ、同項第 6 号中「障害」を「障がい」に改め、同号を同項第 5 号とし、同条第 3 項中「前項第 1 号および第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族」を「前項第 1 号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 13,000 円、同項第 2 号から第 5 号までのいずれかに該当する扶養親族」に改め、「、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 10,000 円」を削り、同条第 4 項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の 1 項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第 14 条を次のように改める。

第 14 条 削除

第 14 条の 2 第 1 項中「職員に地域手当を」を「地域手当は、全ての職員に」に改め、同条第 2 項中「扶養手当および管理職手当」を「管理職手当および扶養手当」に、「、一般職の職員の給与に関する法律（昭和 25 年法律第 95 号）第 11 条の 3 第 2 項各号の規定に定める地域手当の級地の区分に応じた支給割合」を「100 分の 4」に改める。

第 15 条第 1 項第 1 号中「有料の道路（以下この項および第 2 項）」を「有料の道路（以下この条）」に改め、同条第 2 項第 1 号中「以下この号」を「次項および第 4 項」に改め、

「。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下この号および第3号において「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（当該職員が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同項第3号中「（1箇月当たりの運賃等相当額および前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額または前号に定める額」を削り、同条中第6項を第8項とし、第3項から第5項までを2項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の2項を加える。

3 新たに給料表の適用を受ける職員となった者のうち、第1項第1号または第3号に掲げる職員で、当該適用の直前の住居（当該住居に相当するものとして規則で定める住居を含む。）からの通勤のため、新幹線鉄道等の特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（第1号および次項において「新幹線鉄道等」という。）を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。第1号において同じ。）を負担することを常例とするもの（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）の通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

（1） 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（次項において「特別料金等相当額」という。）

（2） 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額および特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前2項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第21条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「の間」の次に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第23条第2項第1号中「の月額」の次に「およびこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第24条の2第1項中「第8項」を「第9項」に、「および第12条から第14条の2までの規定は、定年前再任用短時間勤務職員には」を「、第12条および第13条の規定は定年前再任用短時間勤務職員について、第12条、第13条および第14条の3の規定は短時間勤務職員（定年前再任用短時間勤務職員を除く。）については、」に改める。

第26条中「およびこれに対する調整手当」を「ならびに初任給調整手当および給料の月額に対する地域手当」に改める。

第31条第1項ただし書中「第28条の4第1項、第28条の5第1項または第28条の6第1項もしくは第2項」を「第22条の4第1項または第22条の5第1項もしくは第2項」に改め、「、住居手当」を削る。

別表第1を次のように改める。

別表第1 行政職給料表（第3条関係）

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000

8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600
9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000
10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600
11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200
12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700
13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600
14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000

39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700

70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			
90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	348,400			
94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			
96		300,100	349,500			
97		300,300	349,800			
98		300,600	350,200			
99		301,000	350,600			
100		301,400	351,000			

	101		301,600	351,500			
	102		301,900	351,900			
	103		302,200	352,300			
	104		302,500	352,700			
	105		302,700	353,200			
	106		303,000	353,600			
	107		303,300	353,900			
	108		303,600	354,200			
	109		303,800	354,700			
	110		304,200				
	111		304,600				
	112		304,900				
	113		305,100				
	114		305,300				
	115		305,600				
	116		306,000				
	117		306,200				
	118		306,400				
	119		306,700				
	120		307,000				
	121		307,400				
	122		307,600				
	123		307,900				
	124		308,200				
	125		308,500				
再任用職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(号給の切替え)

2 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において愛荘町職員の給与に関

する条例（以下「給与条例」という。）別表第1の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が付則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項および同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級および同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

- 3 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員および町長の定めるこれに準ずるものとした職員の号給については、その者が切替日において当該異動または当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、町長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

- 4 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の給与条例（以下「新給与条例」という。）第13条の規定の適用については、同条第2項中「（5）心身に著しい障がいをもつ者」とあるのは「（5）心身に著しい障がいをもつ者
（6）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（令和10年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

- 5 切替日から令和10年3月31日までの間における地域手当の月額、新給与条例第14条の2第2項の規定にかかわらず、給料、管理職手当および扶養手当の月額の合計額に、100分の4を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額とする。
- 6 町長は、前項の規則を定めるに当たっては、当該規則で定める地域手当の割合が令和10年4月1日以降に適用される新たな地域手当の割合への円滑な移行を図るためのものであることを踏まえ、地域手当の割合の変更に伴う職員の生活への影響および当該変更に必要な原資を考慮しつつ、地域手当の割合の段階的な変更が行われるようにしなければならない。

（通勤手当に関する経過措置）

- 7 新給与条例第15条第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（規則への委任）

8 付則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例の一部改正)

9 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例（令和5年愛荘町条例第4号）の一部を次のように改正する。

付則第5条第7項中「ならびに第12条から第14条の2まで」を「、第12条、第13条」に改める。

付則別表 号給の切替表（付則第2項関係）

旧号給	新 号 給							
	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4

20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			

50	46	42	42	38	34			
51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				

80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90							
95	91							
96	92							
97	93							
98	94							
99	95							
100	96							
101	97							
102	98							
103	99							
104	100							
105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							

110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

議案第 26 号

愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 21 日

愛荘町長 有村 国知

愛荘町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

愛荘町消防団員等公務災害補償条例（平成 18 年愛荘町条例第 138 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 2 項第 2 号中「9, 100 円」を「9, 700 円」に改め、同号ただし書中「1 万 4, 200 円」を「1 万 4, 500 円」に改め、同条第 3 項中「または第 3 号から第 6 号までのいずれか」を削り、「217 円」を「100 円」に、「一人」を「1 人」に、「333 円」を「383 円を、第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族については 1 人につき 217 円」に改め、同条第 4 項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表第 1 中「12, 500 円」を「12, 900 円」に、「13, 350 円」を「13, 700 円」に、「14, 200 円」を「14, 500 円」に、「10, 800 円」を「11, 300 円」に、「11, 650 円」を「12, 100 円」に、「9, 100 円」を「9, 700 円」に、「9, 950 円」を「10, 500 円」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の愛荘町消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 2 項および第 3 項ならびに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた愛荘町消防団員等公務災害補償条例第 5 条第 1 項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）ならびに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第 4 条第 3 号に規定する傷病補償年金、同条第 4 号アに規定する障害補償年金および同条第 6 号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日

前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）および同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議案第 27 号

愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正する
条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 21 日

愛荘町長 有村 国知

愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例の一部を改正
する条例

愛荘町家庭的保育事業等の設備および運営に関する基準を定める条例（平成 26 年愛荘
町条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条第 1 項第 1 号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実
施する」に改め、同項第 3 号中「第 4 項第 1 号」を「第 6 項第 1 号」に改め、同条中第 5
項を第 7 項とし、第 4 項を第 6 項とし、第 3 項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第 1 項第 2 号に掲げる事項に係る連携協力を行
う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものを
いう。

第 6 条第 3 項第 1 号中「当該家庭的保育事業者等」を「家庭的保育事業者等」に、「第
27 条に規定する小規模保育事業 A 型もしくは小規模保育事業 B 型または事業所内保育事
業を行う者（次号において「小規模保育事業 A 型事業者等」という。）」を「小規模保育
事業 A 型事業者等」に改め、同項を同条第 5 項とし、同条第 2 項中「すべてを満たすと認
める」を「いずれかを満たす」に、「前項第 2 号」を「第 1 項第 2 号」に改め、同項各号
を次のように改める。

（1） 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア
およびイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担および
責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置
が講じられていること。

（2） 町長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必

要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第6条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

- 2 町長は家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のアおよびイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

- 3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第15条第1項第2号中「第21条第2項」を「第20条第2項」に、「栄養士」を「栄養士または管理栄養士」に改める。

第28条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第30条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第43条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第46条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

付則第3条中「10年」を「15年」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、付則第3条の改正規定は、公布の日から施行する。

議案第28号

愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和7年3月21日

愛荘町長 有村 国知

愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

愛荘町特定教育・保育施設および特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年愛荘町条例第23号）の一部を次のように改正する。

第36条第1項中「第42条第3項第1号」を「第41条第3項」に、「同号」を「第41条第3項」に改める。

第41条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第37条第2項」を「第36条第2項」に、「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第41条第3項第1号中「当該特定地域型保育事業者」を「特定地域型保育事業者」に、「小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「すべてを満たすと認める」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号」を「第1項第2号」に改め、同項各号を次のように改める。

（1） 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のアおよびイに掲げる要件を満たすと町長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担およ

び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 町長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第41条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 町長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のアおよびイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担および責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型もしくは小規模保育事業B型または事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

付則第5条中「10年」を「15年」に改める。

付 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、付則第5条の改正規定は公布の日から施行する。

議案第 29 号

愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 21 日

愛荘町長 有村 国知

愛荘町行政組織条例の一部を改正する条例

愛荘町行政組織条例（平成 31 年愛荘町条例第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 8 号エを削り、同条第 9 号に次のように加える。

エ こども家庭センターに関すること。

付 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議案第30号

契約の締結につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和7年3月21日

愛荘町長 有村 国知

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように変更請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（平成18年愛荘町条例第52号）第2条の規定により、議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和6年度 工事第9号
町道上蚊野下八木線道路改良工事
- 2 変更契約の金額 変更前の契約金額 52,933,100円
変更後の契約金額 60,636,400円
- 3 契約の相手方
住 所 滋賀県愛知郡愛荘町愛知川796番地7
氏 名 株式会社 安田組
代表取締役 安田 勉

議案第 31 号

契約の締結につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 21 日

愛荘町長 有村 国知

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（平成 18 年愛荘町条例第 52 号）第 2 条の規定により、議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和 6 年度 工事第 30 号
愛知川図書館長寿命化改修工事（建築）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 金 150,128,000 円
- 4 契約の相手方
住 所 滋賀県彦根市長曾根町 9-22 2F
氏 名 株式会社 秋村組 彦根支店
支店長 北川 由香

議案第 32 号

契約の締結につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 21 日

愛荘町長 有村 国知

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（平成 18 年愛荘町条例第 52 号）第 2 条の規定により、議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和 6 年度 工事第 32 号
愛知川図書館長寿命化改修工事（給排水冷暖房設備）
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 金 167,310,000 円
- 4 契約の相手方
住 所 滋賀県愛知郡愛荘町安孫子 249 番地
氏 名 株式会社 湖東工業所
代表取締役 上林 清作

議案第 33 号

契約の締結につき議決を求めることについて
上記の議案を提出する。

令和 7 年 3 月 21 日

愛荘町長 有村 国知

契約の締結につき議決を求めることについて

次のように請負契約を締結することにつき、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 96 条第 1 項第 5 号ならびに愛荘町議会の議決に付すべき契約および財産の取得または処分に関する条例（平成 18 年愛荘町条例第 52 号）第 2 条の規定により、議決を求める。

記

- 1 契約の目的 令和 6 年度 工事第 33 号
愛荘町立図書館 LED 照明改修工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 金 93,467,000 円
- 4 契約の相手方
住 所 滋賀県草津市川原町 132 番地の 4
氏 名 株式会社 中島電業所
代表取締役 中嶋 良典